

福祉健康部

令和2年度 市民参加手続実践事業一覧

No.	市民参加手続実践事業名	実施した市民参加手続	参加 延人数	所管課
30	調布市地域福祉推進会議	委員会・審議会	67	福祉総務課
31	避難支援者連絡会	説明会・意見交換会	35	福祉総務課
32	調布市, 日野市, 狛江市, 多摩市, 稲城市成年後見 制度利用促進基本計画 調布市の取組の策定	パブリック・コメント	1	福祉総務課
33	総合福祉センターの整備に関する検討会	委員会・審議会	30	福祉総務課 企画経営課公共施設 マネジメント担当
34	第8期調布市高齢者総合計画の策定	委員会・審議会, パブリック・コメント	148	高齢者支援室
35	調布市障害者地域自立支援協議会	委員会・審議会	141	障害福祉課
36	調布市福祉タクシー券のあり方検討委員会	委員会・審議会	7	障害福祉課
37	調布市障害者総合計画の策定	委員会・審議会, パブリック・コメント	116	障害福祉課
再掲	調布市障害者スポーツの振興における協議体	説明会・意見交換会	37	スポーツ振興課 障害福祉課
38	子ども発達センター運営会議	委員会・審議会	8	子ども発達セン ター
39	調布市医療的ケア児支援関係機関連絡会	委員会・審議会	8	子ども発達セン ター
40	調布市健康づくり推進協議会	委員会・審議会	30	健康推進課
41	調布市国民健康保険運営協議会	委員会・審議会	14	保険年金課

市民参加手続 実践事業名	調布市地域福祉推進会議	所管部課名	福祉健康部 福祉総務課	
事務事業名	地域福祉計画の推進	電話番号	042-481-7101	
事業の概要（市民参加手続を実践した事業の説明と市民参加手続の目的など）				
地域福祉計画は、地域福祉を総合的に推進するために、市民、福祉団体等が参加する地域福祉推進会議において策定するものであり、保健福祉関連の各計画と連携しながら、市民に身近な地域の視点で地域福祉の推進及び充実を図っていくこととしている。保健福祉関連の各計画の策定及び調布市社会福祉協議会の地域福祉活動計画の策定、また、各計画の推進に反映するため、市民福祉ニーズ調査等を3年ごとに実施する。				
実施段階ごとの市民参加手続				
(1)実施段階※1	(2)実施した市民参加手続※2	(3)実施日・回数※3	(4)参加人数※4	備考
事業実施段階	委員会・審議会	7月29日, 11月26日, 2月10日	67	地域福祉推進会議 (傍聴者5人)
合 計			67	人
多様な市民参加・意見の把握に向けた課題と対応（時間・場所等参加しやすさへの工夫、情報提供の工夫など）				
事前に市報及び市ホームページで会議の傍聴案内を行うほか、会議の議事録の要旨を取りまとめ、市ホームページで公開した。新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、第3回開催分については書面開催とした。市民参加に当たっては、地域福祉を担う各種団体からの参加や公募による市民委員の参加、参加委員の男女比などについて考慮している。				

市民参加手続 実践事業名	避難支援者連絡会	所管部課名	福祉健康部 福祉総務課	
事務事業名	調布市避難行動要支援者避難支援プランの推進	電話番号	042-481-7101	
事業の概要（市民参加手続を実践した事業の説明と市民参加手続の目的など）				
調布市避難行動要支援者避難支援プランに基づき、地域による助け合いである「共助」の取組を進めている。避難支援等関係者として協定締結を行った自治会等の連絡会を開催し、それぞれ協定締結団体が行った取組の事例紹介などを通して、情報交換を行うことにより、要支援者の支援体制を強化する。				
実施段階ごとの市民参加手続				
(1)実施段階※1	(2)実施した市民参加手続※2	(3)実施日・回数※3	(4)参加人数※4	備考
事業実施段階	説明会・意見交換会	3月26日	35	協定締結団体 (書面開催)
合 計			35	人
多様な市民参加・意見の把握に向けた課題と対応（時間・場所等参加しやすさへの工夫、情報提供の工夫など）				
新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から令和2年度は書面開催とした。事業概要や個別支援シート（個別支援計画）の作成希望調査結果を説明し、要支援者支援の取組の現状と課題及び連絡会の開催方法についてのアンケートを行った。				

※1 実施段階は、「構想段階」、「庁内案を決定した段階」、「計画策定・条例制定段階」、「事業実施段階」、「事業評価の段階」から選択しています。

※2 実施した市民参加手続は、「委員会・審議会」、「説明会・意見交換会」、「アンケート調査」、「パブリック・コメント」から選択しています。

市民参加手続としての「委員会・審議会」とは、委員に市民を含むもの、または、会議を公開し市民が傍聴できるものを指します。

※3 日付を記入しきれない場合は、回数を記載しています。

※4 「委員会・審議会」の参加延人数は、職員数を除き傍聴者数を含んでカウントしています。

市民参加手続 実践事業名	調布市、日野市、狛江市、多摩市、稲城市成年後見制度利用 促進基本計画 調布市の取組の策定	所管部課名	福祉健康部 福祉総務課	
事務事業名	調布市、日野市、狛江市、多摩市、稲城市成年後見制度利用 促進基本計画 調布市の取組の策定	電話番号	042-481-7101	
事業の概要（市民参加手続を実践した事業の説明と市民参加手続の目的など）				
令和元年度に策定した、「調布市、日野市、狛江市、多摩市、稲城市成年後見制度利用促進基本計画」を踏まえ、調布市の成年後見制度の利用促進に関する取組を整理し、総合的かつ計画的に推進するために策定するもの。 市民が意見を提出する機会をつくり、その意見を計画策定の参考とするため、パブリック・コメント手続を実施した。				
実施段階ごとの市民参加手続				
(1)実施段階※1	(2)実施した市民参加手続※2	(3)実施日・回数※3	(4)参加人数※4	備考
庁内案を決定した段階	パブリック・コメント	12月21日～1月22日	1	意見数4件、令和3年3月策定
合 計			1	人
多様な市民参加・意見の把握に向けた課題と対応（時間・場所等参加しやすさへの工夫、情報提供の工夫など）				
5市の基本計画（共通計画）策定時に収集した関係団体等（市民）からの意見を踏まえて計画を策定した。				

市民参加手続 実践事業名	総合福祉センターの整備に関する検討会	所管部課名	福祉健康部 福祉総務課 行政経営部 企画経営課公共施設マネ ジメント担当	
事務事業名	総合福祉センターの整備に関する検討会	電話番号	042-481-7101	
事業の概要（市民参加手続を実践した事業の説明と市民参加手続の目的など）				
総合福祉センターの移転・更新の検討は、行革プラン2019等に基づいて進めており、関係団体の代表者や有識者から意見聴取等を行うため、令和2年度に「総合福祉センターの整備に関する検討会」（検討委員8名）を立ち上げ、「総合福祉センターの整備に関する考え方（素案）」の取りまとめに向けた検討を行った。				
実施段階ごとの市民参加手続				
(1)実施段階※1	(2)実施した市民参加手続※2	(3)実施日・回数※3	(4)参加人数※4	備考
構想段階	委員会・審議会	12月22日、3月25日	30	総合福祉センターの整備に関する検討会（傍聴者14人）
合 計			30	人
多様な市民参加・意見の把握に向けた課題と対応（時間・場所等参加しやすさへの工夫、情報提供の工夫など）				
検討会の委員の参画と傍聴者が出席・参画しやすい時間帯で検討会を開催するとともに、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、傍聴者用の会場を別に用意し、映像・音声により会議の状況の中継した。加えて、市ホームページにおいて、傍聴に当たっての留意事項（マスク着用や咳エチケットのお願いなど）を掲載するとともに会場入口にアルコール消毒液を用意した。				

※1 実施段階は、「構想段階」、「庁内案を決定した段階」、「計画策定・条例制定段階」、「事業実施段階」、「事業評価の段階」から選択しています。

※2 実施した市民参加手続は、「委員会・審議会」、「説明会・意見交換会」、「アンケート調査」、「パブリック・コメント」から選択しています。
市民参加手続としての「委員会・審議会」とは、委員に市民を含むもの、または、会議を公開し市民が傍聴できるものを指します。

※3 日付を記入しきれない場合は、回数を記載しています。

※4 「委員会・審議会」の参加延人数は、職員数を除き傍聴者数を含んでカウントしています。

市民参加手続 実践事業名	第8期調布市高齢者総合計画の策定	所管部課名	福祉健康部 高齢者支援室	
事務事業名	高齢者総合計画の推進（調布市高齢者福祉推進協議会）	電話番号	042-481-7149	
事業の概要（市民参加手続を実践した事業の説明と市民参加手続の目的など）				
調布市高齢者総合計画は、老人福祉計画と介護保険事業計画の総称であり、3年毎に策定している。この計画の策定やモニタリングに関することは、市民、事業者、関係団体と市が対等の立場で議論を重ね、協働して高齢者福祉・介護保険事業計画を推進するために設置する調布市高齢者福祉推進協議会において審議している。				
実施段階ごとの市民参加手続				
(1)実施段階※1	(2)実施した市民参加手続※2	(3)実施日・回数※3	(4)参加人数※4	備考
構想段階	委員会・審議会	9回 （うち3回は感染拡大防止の観点から書面開催）	146	高齢者福祉推進協議会 （傍聴者25人）
庁内案を決定した段階	パブリック・コメント	12月21日～1月22日	2	意見数2件、令和3年3月策定
合 計			148 人	
多様な市民参加・意見の把握に向けた課題と対応（時間・場所等参加しやすさへの工夫、情報提供の工夫など）				
協議会を構成する委員については、介護保険サービス事業者や専門家等、多分野に渡る団体から推薦をいただき、公募市民によるモニター員の募集については、市報、市ホームページ、窓口等で周知を行っている。傍聴についても、市報・市ホームページ等で周知し、当日参加者にはアンケートの記入によりご意見をいただいている。また、協議会の議事要旨については、市ホームページで公開している。多くの委員、モニター員及び傍聴者の参加が可能となるよう、開催時間と曜日を統一している（開催月の木曜日午後6時30分から）。令和2年度は新型コロナウイルス感染拡大防止のため、出席人数を制限したり、広い会場で開催したり、書面開催にする等の対応を図った。また、市ホームページにおいて、傍聴に当たっての留意事項（マスク着用や咳エチケットのお願いなど）を掲載するとともに、会場入口にて検温とアルコール消毒液での手指の消毒に御協力いただいた。				

市民参加手続 実践事業名	調布市障害者地域自立支援協議会	所管部課名	福祉健康部 障害福祉課	
事務事業名	調布市障害者地域自立支援協議会	電話番号	042-481-7094	
事業の概要（市民参加手続を実践した事業の説明と市民参加手続の目的など）				
平成18年度から、障害者の相談支援事業をはじめとする障害福祉に関するネットワークづくりや、地域の現状や課題の把握、社会資源の開発、構成員の資質向上等に関し、中核的な役割を果たすことを目的として、障害者地域自立支援協議会を開催している。協議会は、学識経験者、障害福祉サービス事業者及び当事者を含む市民等で構成する全体会委員及びワーキング委員により組織され、市における障害福祉に関する定期的な協議の場と位置付けられている。また、協議会の所掌事項の一つでもある、障害を理由とした差別の解消を目的とした調布市障害者差別解消支援地域協議会を同時開催している。				
実施段階ごとの市民参加手続				
(1)実施段階※1	(2)実施した市民参加手続※2	(3)実施日・回数※3	(4)参加人数※4	備考
構想段階	委員会・審議会	7月30日、10月29日	37	障害者地域自立支援協議会 （全体会）（傍聴者2人）
構想段階	委員会・審議会	13回	104	障害者地域自立支援協議会 （ワーキング）（非公開）
合 計			141 人	
多様な市民参加・意見の把握に向けた課題と対応（時間・場所等参加しやすさへの工夫、情報提供の工夫など）				
委員には障害当事者の市民が多いため、聴覚障害のある方には手話通訳者の同席、視覚障害のある方には会議資料を送付をする際、紙に加えてPC読み上げ機能に対応したメール（テキスト形式）で送るようにしているが、図・表・画像等がある場合、テキスト形式でできず十分な対応ができていない。手話通訳者と障害当事者の座席については、双方が適切な位置関係になるように両者の意見を聞きながら調整している。また、傍聴案内の記事では障害のある方への配慮を行ったほか、全体会の議事録を市ホームページで公表することにより取組について周知した。				

※1 実施段階は、「構想段階」、「庁内案を決定した段階」、「計画策定・条例制定段階」、「事業実施段階」、「事業評価の段階」から選択しています。

※2 実施した市民参加手続は、「委員会・審議会」、「説明会・意見交換会」、「アンケート調査」、「パブリック・コメント」から選択しています。市民参加手続としての「委員会・審議会」とは、委員に市民を含むもの、または、会議を公開し市民が傍聴できるものを指します。

※3 日付を記入しきれない場合は、回数を記載しています。

※4 「委員会・審議会」の参加延人数は、職員数を除き傍聴者数を含んでカウントしています。

市民参加手続 実践事業名	調布市福祉タクシー券のあり方検討委員会	所管部課名	福祉健康部 障害福祉課	
事務事業名	調布市福祉タクシー券のあり方検討委員会	電話番号	042-481-7089	
事業の概要（市民参加手続を実践した事業の説明と市民参加手続の目的など）				
電車やバス等の公共交通機関の利用が困難な心身障害者に対し、昭和54年から福祉タクシー券を交付しているが、昨今の交通バリアフリーの進展に伴い、制度開始当時と比べ障害者の移動手段も多様化している。その現状を踏まえ、タクシーのみならず幅広く障害者の移動支援を検討するため、令和2年度に調布市福祉タクシー券のあり方検討委員会を設置した。				
実施段階ごとの市民参加手続				
(1)実施段階※1	(2)実施した市民参加手続※2	(3)実施日・回数※3	(4)参加人数※4	備考
構想段階	委員会・審議会	10月12日	7	調布市福祉タクシー券のあり方検討委員会（傍聴者0人）
合 計			7 人	
多様な市民参加・意見の把握に向けた課題と対応（時間・場所等参加しやすさへの工夫、情報提供の工夫など）				
委員の選定に当たり、障害者の実情を幅広く把握するため、各当事者団体からの推薦委員のほか市民公募も行った。第1回会議は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、市ホームページにおいて留意事項を掲載するとともに、会場入口にアルコール消毒液を用意し開催したが、政府による緊急事態宣言の発令により、第2回目以降は延期となった。今後は、コロナ禍においても着実に検討を進めることができるよう、オンラインで開催するための体制整備が課題である。				

市民参加手続 実践事業名	調布市障害者総合計画の策定	所管部課名	福祉健康部 障害福祉課	
事務事業名	調布市障害者総合計画策定事業	電話番号	042-481-7135	
事業の概要（市民参加手続を実践した事業の説明と市民参加手続の目的など）				
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第88条第1項に基づく市町村障害福祉計画及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）第33条の2第1項に基づく市町村障害児福祉計画を一体とした令和3年度以降の「調布市障害者総合計画」の策定を行うもの。委員会（計5回）を開催したほか、計画案についてのパブリック・コメント手続を実施し、令和3年3月に計画を策定した。				
実施段階ごとの市民参加手続				
(1)実施段階※1	(2)実施した市民参加手続※2	(3)実施日・回数※3	(4)参加人数※4	備考
構想段階	委員会・審議会	8月10日、9月24日 10月15日、12月10日	87	調布市障害者総合計画策定委員会（傍聴者3人）
庁内案を決定した段階	パブリック・コメント	12月21日～1月22日	8	意見数30件、令和3年3月策定
計画策定・条例制定段階	委員会・審議会	2月4日	21	調布市障害者総合計画策定委員会（傍聴者0人）
合 計			116 人	
多様な市民参加・意見の把握に向けた課題と対応（時間・場所等参加しやすさへの工夫、情報提供の工夫など）				
市民公募委員、障害のある当事者や市内障害者団体に計画策定委員会に参加いただき、検討を行った。計画策定委員会の開催に当たっては、市報及び市ホームページで公表し傍聴案内を行うとともに、車いすスペースの確保のほか、手話通訳者を配置し、障害のある委員や市民の参加にも配慮した体制を整えた。また、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、市ホームページにおいて、傍聴に当たっての留意事項（マスク着用や咳エチケットのお願いなど）を掲載するとともに会場入口にアルコール消毒液を用意した。パブリック・コメント手続においては、計画案の全ページに読み上げ用の音声コードを付すとともに、市ホームページでは計画案のテキストデータも公開した（策定した計画においても同様の対応）。第5回の委員会（2月4日）については、新型コロナウイルス感染拡大に伴う緊急事態宣言の期間中であったため、予定時間を短縮及び前倒しして開催した。				

※1 実施段階は、「構想段階」、「庁内案を決定した段階」、「計画策定・条例制定段階」、「事業実施段階」、「事業評価の段階」から選択しています。

※2 実施した市民参加手続は、「委員会・審議会」、「説明会・意見交換会」、「アンケート調査」、「パブリック・コメント」から選択しています。市民参加手続としての「委員会・審議会」とは、委員に市民を含むもの、または、会議を公開し市民が傍聴できるものを指します。

※3 日付を記入しきれない場合は、回数を記載しています。

※4 「委員会・審議会」の参加延人数は、職員数を除き傍聴者数を含んでカウントしています。

市民参加手続 実践事業名	調布市障害者スポーツの振興における協議体		所管部課名	生活文化スポーツ部 スポーツ振興課 福祉健康部 障害福祉課	
事務事業名	東京2020大会等を契機としたスポーツ振興による多面的効果の創出		電話番号	042-481-7496	
事業の概要（市民参加手続を実践した事業の説明と市民参加手続の目的など）					
<p>障害者スポーツの振興という目的のもと、福祉分野とスポーツ分野の関係者からなる協議体を設立し、各団体が現状や課題を持ちより連携の可能性を探る場を設けた。その中で、障害者のニーズの把握や事業への参加という課題を解決するため、障害者向けのスポーツや運動活動事業を実施した。また、地域の支え手の育成・充実のための事業を検討し、実施につなげた（講演会1回、作業所での事業実施2回）。</p> <p>参加団体：調布市体育協会、調布市スポーツ推進委員会、調和SHC倶楽部、調布市作業所等連絡会、調布市社会福祉協議会、調布市社会福祉事業団、東京都、東京都障害者スポーツ協会</p>					
実施段階ごとの市民参加手続					
(1)実施段階※1	(2)実施した市民参加手続※2	(3)実施日・回数※3	(4)参加人数※4	備考	
事業実施段階	説明会・意見交換会	10月28日, 11月24日, 3月23日	37	スポーツ関連団体 (教育会館, 障害者施設等)	
合 計			37	人	
多様な市民参加・意見の把握に向けた課題と対応（時間・場所等参加しやすさへの工夫、情報提供の工夫など）					
<p>様々な分野から意見をもらうため、スポーツ分野・障害福祉分野を問わず、関わりのある事業者へ参加を呼び掛ける。スポーツ分野の参加者は、平日日中の参加が難しい場合が多いため、意見交換会を夜間あるいはオンラインで開催するなど、参加しやすくなる工夫をする必要がある。</p>					

市民参加手続 実践事業名	子ども発達センター運営会議		所管部課名	福祉健康部 子ども発達センター	
事務事業名	発達支援事業・相談事業の充実		電話番号	042-486-1190	
事業の概要（市民参加手続を実践した事業の説明と市民参加手続の目的など）					
<p>子ども発達センターを利用する児童の保護者や関係者等の意見を、子ども発達センター事業の運営に反映させるとともに、関係機関との必要な協力体制を整備することで、子ども発達センター事業の円滑な運営を図るため、運営会議において事業内容の検討及び意見交換を行った。</p>					
実施段階ごとの市民参加手続					
(1)実施段階※1	(2)実施した市民参加手続※2	(3)実施日・回数※3	(4)参加人数※4	備考	
事業実施段階	委員会・審議会	7～8月, 2月5日 (全2回)	8	子ども発達センター運営会議 (非公開)	
合 計			8	人	
多様な市民参加・意見の把握に向けた課題と対応（時間・場所等参加しやすさへの工夫、情報提供の工夫など）					
<p>委員の出席の際には、必要に応じて保育を行っている。また、会議は利用者の個人情報に配慮するため非公開としているが、議事録の要旨を市ホームページで公開し、興味・関心のある市民が情報を得られるようにしている。</p> <p>なお、令和2年度第1回については、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、書面での開催とした（7～8月に実施）。</p>					

※1 実施段階は、「構想段階」、「庁内案を決定した段階」、「計画策定・条例制定段階」、「事業実施段階」、「事業評価の段階」から選択しています。

※2 実施した市民参加手続は、「委員会・審議会」、「説明会・意見交換会」、「アンケート調査」、「パブリック・コメント」から選択しています。市民参加手続としての「委員会・審議会」とは、委員に市民を含むもの、または、会議を公開し市民が傍聴できるものを指します。

※3 日付を記入しきれない場合は、回数を記載しています。

※4 「委員会・審議会」の参加延人数は、職員数を除き傍聴者数を含んでカウントしています。

市民参加手続 実践事業名	調布市医療的ケア児支援関係機関連絡会	所管部課名	福祉健康部 子ども発達センター	
事務事業名	発達支援事業・相談事業の充実	電話番号	042-486-1190	
事業の概要（市民参加手続を実践した事業の説明と市民参加手続の目的など）				
医療的ケア（人工呼吸管理、栄養管理、排泄管理等）を必要とする障害児とその家族が、心身の状況に応じた適切な支援を受け、地域において、安心して生活を営むことができるよう、継続的な支援に関する関係機関が連携し、連絡調整・情報交換を図った。				
実施段階ごとの市民参加手続				
(1)実施段階※1	(2)実施した市民参加手続※2	(3)実施日・回数※3	(4)参加人数※4	備考
事業実施段階	委員会・審議会	3月23日	8	医療的ケア児支援関係機関連絡会 (非公開)
合 計			8	人
多様な市民参加・意見の把握に向けた課題と対応（時間・場所等参加しやすさへの工夫、情報提供の工夫など）				
委員の中には、仕事や家族の介護のため、対面式での長時間の会議に出席することが難しい方も複数いることが課題である。令和2年度については、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点だけでなく、上記の観点からも、多くの委員が比較的出席しやすくなるよう、Web会議システム「Zoom」を使用したリモート形式による開催とした。				

市民参加手続 実践事業名	調布市健康づくり推進協議会	所管部課名	福祉健康部 健康推進課	
事務事業名	調布市民健康づくりプラン（第3次）・調布市食育推進基本計画（第3次）の推進	電話番号	042-441-6100	
事業の概要（市民参加手続を実践した事業の説明と市民参加手続の目的など）				
市では、市民が主体的に健康づくりに取り組み、家族や地域で健康を育み支え合えるよう、健康づくり活動の支援を推進している。また、施策の総合的な推進に当たり、市民の健康づくりを推進するために必要な各種健康診査事業、健康相談、保健栄養指導、健康教育等について協議し答申することを目的に、有識者等から成る「健康づくり推進協議会」を設置し、会議を公開している。				
実施段階ごとの市民参加手続				
(1)実施段階※1	(2)実施した市民参加手続※2	(3)実施日・回数※3	(4)参加人数※4	備考
事業実施段階	委員会・審議会	8月25日、12月4日、 2月16日、3月9日	30	健康づくり推進協議会 (傍聴者1人)
合 計			30	人
多様な市民参加・意見の把握に向けた課題と対応（時間・場所等参加しやすさへの工夫、情報提供の工夫など）				
健康づくり推進協議会は、医師会や歯科医師会等の会員と学識経験者等で構成される。協議会開催に当たり、各委員が参加しやすいよう夜の時間帯を設定したほか、調布市審議会等の会議の公開に関する条例に基づき、市ホームページで傍聴案内を行った。また、会議終了後は会議録を公表している。				

※1 実施段階は、「構想段階」、「庁内案を決定した段階」、「計画策定・条例制定段階」、「事業実施段階」、「事業評価の段階」から選択しています。

※2 実施した市民参加手続は、「委員会・審議会」、「説明会・意見交換会」、「アンケート調査」、「パブリック・コメント」から選択しています。市民参加手続としての「委員会・審議会」とは、委員に市民を含むもの、または、会議を公開し市民が傍聴できるものを指します。

※3 日付を記入しきれない場合は、回数を記載しています。

※4 「委員会・審議会」の参加延人数は、職員数を除き傍聴者数を含んでカウントしています。

市民参加手続 実践事業名	調布市国民健康保険運営協議会	所管部課名	福祉健康部 保険年金課	
事務事業名	国民健康保険事業の運営	電話番号	042-481-7052	
事業の概要（市民参加手続を実践した事業の説明と市民参加手続の目的など）				
国民健康保険運営協議会は、国民健康保険事業の適正な運営のため、一部負担金の負担割合に関する事、療養の給付期間に関する事、保険給付の種類及び内容に関する事、国民健康保険税の賦課方法に関する事、保健事業の実施大綱策定に関する事等の国民健康保険事業運営に関する諮問内容について協議し、その協議結果を市長に答申することを目的として設置する市の附属機関である。				
実施段階ごとの市民参加手続				
(1)実施段階※1	(2)実施した市民参加手続※2	(3)実施日・回数※3	(4)参加人数※4	備考
構想段階	委員会・審議会	11月10日	14	国民健康保険運営協議会 (傍聴者0人)
合 計			14 人	
多様な市民参加・意見の把握に向けた課題と対応（時間・場所等参加しやすさへの工夫、情報提供の工夫など）				
協議会は、被保険者を代表する委員として、関連団体からの推薦等により国民健康保険事業について見識のある市民を構成員に含み、開催に当たっては、調布市審議会等の会議の公開に関する条例に基づき、市報や市ホームページにおいて傍聴案内を行い、市ホームページや次回の会議において会議録を公表している。 また、傍聴者に対し、会議資料とともに委員の座席表を配布し、発言の背景など内容が伝わりやすいよう配慮を行っている。 なお、令和2年度は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、3回開催予定のうち2回は資料提供で代替した。				

※1 実施段階は、「構想段階」、「庁内案を決定した段階」、「計画策定・条例制定段階」、「事業実施段階」、「事業評価の段階」から選択しています。

※2 実施した市民参加手続は、「委員会・審議会」、「説明会・意見交換会」、「アンケート調査」、「パブリック・コメント」から選択しています。
市民参加手続としての「委員会・審議会」とは、委員に市民を含むもの、または、会議を公開し市民が傍聴できるものを指します。

※3 日付を記入しきれない場合は、回数を記載しています。

※4 「委員会・審議会」の参加延人数は、職員数を除き傍聴者数を含んでカウントしています。

環境部

令和2年度 市民参加手続実践事業一覧

No.	市民参加手続実践事業名	実施した市民参加手続	参加 延人数	所管課
42	調布市環境保全審議会の運営	委員会・審議会	43	環境政策課
43	調布市環境基本計画の改定及び調布市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)の策定	委員会・審議会, 説明会・意見交換会, パブリック・コメント	115	環境政策課
44	調布市緑の基本計画の策定	委員会・審議会, 説明会・意見交換会, パブリック・コメント	55	緑と公園課
45	みんなの森特別緑地保全地区保全管理計画調査検討業務	説明会・意見交換会	33	緑と公園課
46	(仮称)深大寺・佐須地域農業公園の都市計画決定及び事業認可等推進業務	説明会・意見交換会	47	緑と公園課
47	調布市下水道ビジョンの策定	委員会・審議会, パブリック・コメント	12	下水道課
48	調布市廃棄物減量及び再利用促進審議会	委員会・審議会	68	ごみ対策課

市民参加手続 実践事業名	調布市環境保全審議会の運営	所管部課名	環境部 環境政策課	
事務事業名	調布市環境保全審議会の運営	電話番号	042-481-7086	
事業の概要 （市民参加手続を実践した事業の説明と市民参加手続の目的など）				
環境保全審議会は、調布市環境基本条例第22条の規定により設置され、調布市の環境保全等に関する施策を総合的かつ計画的に推進するうえで必要な事項を調査・審議する、市長の附属機関である。令和2年度末時点の委員の構成（第13期）は、市民5人、事業者2人、学識経験者4人、行政機関職員2人の計13人。環境基本計画に関すること、調布市自然環境の保全等に関する条例第8条に関する計画の策定、生物種等の指定に関すること、その他環境の保全についての基本的事項について、市長の諮問に応じ、調査審議し、市長に建議することができる。				
実施段階ごとの市民参加手続				
(1)実施段階※1	(2)実施した市民参加手続※2	(3)実施日・回数※3	(4)参加人数※4	備考
事業実施段階	委員会・審議会	8月24日, 12月21日, 2月22日	43	環境保全審議会 (傍聴者7人)
合 計			43	人
多様な市民参加・意見の把握に向けた課題と対応 （時間・場所等参加しやすさへの工夫、情報提供の工夫など）				
委員に、開催候補日の出席可否を事前に日程調整し、委員が出席しやすい日時設定に努めている。傍聴案内を市報及び市ホームページに掲載しており、市ホームページには議題も掲載している。当日資料、議事要旨及び議事録を市ホームページ及び行政資料室で公開している。会議を効果的に進めるために、分かりやすい資料の提供に努め、委員が事前に準備ができるよう、原則として資料を事前送付するよう努めた。				

市民参加手続 実践事業名	調布市環境基本計画の改定及び調布市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）の策定	所管部課名	環境部 環境政策課	
事務事業名	調布市環境基本計画の改定及び調布市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）の策定	電話番号	042-481-7086	
事業の概要 （市民参加手続を実践した事業の説明と市民参加手続の目的など）				
市は、平成27年度に策定した調布市環境基本計画が令和2年度に計画の中間年度を迎えること、また平成21年度に策定した調布市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）が令和2年度に計画期間を迎えることから、令和元年度と2年度にかけて改定（策定）作業を行った。令和2年度は、有識者等で構成する「調布市環境基本計画等改定委員会」を立ち上げ、計画改定（策定）作業を行なった。より多くの市民意見を聴取するため、メール等でのアイデア募集、対面型市民ワークショップ、オンライン座談会を開催し、各計画のパブリック・コメントによる意見聴取も行った。				
実施段階ごとの市民参加手続				
(1)実施段階※1	(2)実施した市民参加手続※2	(3)実施日・回数※3	(4)参加人数※4	備考
計画策定・条例制定段階	委員会・審議会	5回	62	調布市環境基本計画等改定委員会 (傍聴者9人)
計画策定・条例制定段階	説明会・意見交換会	10月5日～10月22日	6	メール等でのアイデア募集 (意見47件)
計画策定・条例制定段階	説明会・意見交換会	10月24日	23	対面型市民ワークショップ
計画策定・条例制定段階	説明会・意見交換会	10月30日	9	オンライン座談会
計画策定・条例制定段階	パブリック・コメント	1月20日～2月18日	8	環境基本計画：8人・意見数40件 令和3年3月策定
計画策定・条例制定段階	パブリック・コメント	1月20日～2月18日	7	区域施策編：7人・意見数25件 令和3年3月策定
合 計			115	人
多様な市民参加・意見の把握に向けた課題と対応 （時間・場所等参加しやすさへの工夫、情報提供の工夫など）				
新型コロナウイルス感染拡大に伴い、オンラインを活用した「メール等でのアイデア募集」や「オンライン座談会」を実施するなど、非接触型の意見聴取方法を模索し、より多くの様々な方の意見を取り入れられるように工夫した。また、オンライン環境の無い方にも配慮し、従来型の対面型市民ワークショップも開催した。市民ワークショップの際には、班ごとの意見交換がスムーズにできるよう、ちょうふ環境市民会議メンバーに、班のサポートをお願いした。この他「調布市環境基本計画等改定委員会」での協議内容や市民ワークショップ等の結果を広く市民に周知し、関心を高めるため、「ニュースレター」を発行し、公文書資料室や市ホームページで公開した。				

※1 実施段階は、「構想段階」、「庁内案を決定した段階」、「計画策定・条例制定段階」、「事業実施段階」、「事業評価の段階」から選択しています。

※2 実施した市民参加手続は、「委員会・審議会」、「説明会・意見交換会」、「アンケート調査」、「パブリック・コメント」から選択しています。

市民参加手続としての「委員会・審議会」とは、委員に市民を含むもの、または、会議を公開し市民が傍聴できるものを指します。

※3 日付を記入しきれない場合は、回数を記載しています。

※4 「委員会・審議会」の参加延人数は、職員数を除き傍聴者数を含んでカウントしています。

市民参加手続 実践事業名	調布市緑の基本計画の策定	所管部課名	環境部 緑と公園課	
事務事業名	調布市緑の基本計画の策定	電話番号	042-481-7083	
事業の概要（市民参加手続を実践した事業の説明と市民参加手続の目的など）				
<p>緑の基本計画は、市町村が中長期的な観点に立って、都市における緑地の適正な保全及び緑化の推進を総合的かつ計画的に実施するための計画である。令和2年度は、調布市緑の基本計画の策定に当たり幅広い市民の意見を反映させるため、市民説明会（ワークショップ）・緑の基本計画策定委員会の開催、パブリック・コメント手続等を経て、計画を策定した。</p>				
実施段階ごとの市民参加手続				
(1)実施段階※1	(2)実施した市民参加手続※2	(3)実施日・回数※3	(4)参加人数※4	備考
計画策定・条例制定段階	委員会・審議会	8月4日, 10月20日, 11月24日, 3月22日	30	調布市緑の基本計画策定委員会 (傍聴者11人)
計画策定・条例制定段階	説明会・意見交換会	7月12日	23	市民 (調布市市民プラザあくろす)
計画策定・条例制定段階	パブリック・コメント	1月20日～2月18日	2	意見数5件, 令和3年3月策定
合 計			55	人
多様な市民参加・意見の把握に向けた課題と対応（時間・場所等参加しやすさへの工夫、情報提供の工夫など）				
<p>市報や市ホームページにより委員会等の開催日時を早めの公表に努めた。 新型コロナウイルス感染拡大防止のため、市ホームページにおいて、傍聴に当たっての留意事項（マスク着用や咳エチケットのお願いなど）を掲載するとともに会場入口にアルコール消毒液を用意した。ワークショップについては、各グループの席の間にフィルムの仕切りを設けて、感染拡大防止対策を行った。</p>				

市民参加手続 実践事業名	みんなの森特別緑地保全地区保全管理計画調査検討業務	所管部課名	環境部 緑と公園課	
事務事業名	みんなの森特別緑地保全地区保全管理計画調査検討業務	電話番号	042-481-7083	
事業の概要（市民参加手続を実践した事業の説明と市民参加手続の目的など）				
<p>みんなの森特別緑地保全地区の保全管理計画策定に当たり、地域住民等との意見交換会を開催し、意見をいただき計画検討を進めた。</p>				
実施段階ごとの市民参加手続				
(1)実施段階※1	(2)実施した市民参加手続※2	(3)実施日・回数※3	(4)参加人数※4	備考
計画策定・条例制定段階	説明会・意見交換会	7月18日, 12月5日	33	市民 (緑ヶ丘地域福祉センター)
合 計			33	人
多様な市民参加・意見の把握に向けた課題と対応（時間・場所等参加しやすさへの工夫、情報提供の工夫など）				
<p>周辺自治会への情報提供や戸別ポスティング等により、意見交換会の周知に努めた。 新型コロナウイルス感染拡大防止のため、市ホームページにおいて、傍聴に当たっての留意事項（マスク着用や咳エチケットのお願いなど）を掲載するとともに会場入口にアルコール消毒液を用意した。</p>				

※1 実施段階は、「構想段階」、「庁内案を決定した段階」、「計画策定・条例制定段階」、「事業実施段階」、「事業評価の段階」から選択しています。

※2 実施した市民参加手続は、「委員会・審議会」、「説明会・意見交換会」、「アンケート調査」、「パブリック・コメント」から選択しています。

市民参加手続としての「委員会・審議会」とは、委員に市民を含むもの、または、会議を公開し市民が傍聴できるものを指します。

※3 日付を記入しきれない場合は、回数を記載しています。

※4 「委員会・審議会」の参加延人数は、職員数を除き傍聴者数を含んでカウントしています。

市民参加手続 実践事業名	(仮称) 深大寺・佐須地域農業公園の都市計画決定及び事業認可等推進業務		所管部課名	環境部 緑と公園課
事務事業名	(仮称) 深大寺・佐須地域農業公園の都市計画決定及び事業認可等推進業務		電話番号	042-481-7083
事業の概要（市民参加手続を実践した事業の説明と市民参加手続の目的など）				
<p>深大寺・佐須地域は、緑豊かな国分寺崖線や湧水、田畑が一体となって里山の環境が残されている地域であり、市の貴重な財産として次世代に引き継ぐため、都市計画に位置付け事業に着手した。</p>				
実施段階ごとの市民参加手続				
(1)実施段階※1	(2)実施した市民参加手続※2	(3)実施日・回数※3	(4)参加人数※4	備考
庁内案を決定した段階	説明会・意見交換会	6月10日, 8月27日	47	市民 (佐須ふれあいの家)
合 計			47 人	
多様な市民参加・意見の把握に向けた課題と対応（時間・場所等参加しやすさへの工夫、情報提供の工夫など）				
<p>市報や市ホームページに掲載するとともに、周辺へ戸別ポスティングにより、意見交換会の周知に努めた。 新型コロナウイルス感染拡大防止のため、市ホームページにおいて、傍聴に当たっての留意事項（マスク着用や咳エチケットのお願いなど）を掲載するとともに会場入口にアルコール消毒液を用意した。</p>				

市民参加手続 実践事業名	調布市下水道ビジョンの策定		所管部課名	環境部 下水道課
事務事業名	調布市下水道ビジョンの策定		電話番号	042-481-7228
事業の概要（市民参加手続を実践した事業の説明と市民参加手続の目的など）				
<p>近年、異常気象により災害が激化しており、水害への備えを検討する中で、災害対策のひとつとして下水道の果たす役割の重要性が再確認されている。一方、下水道の老朽化は進行しており、その機能を将来にわたり維持することは喫緊の課題となっている。こうした時代の情勢や社会的要請の変化を踏まえ、学識研究者などの有識者を交えた委員会を設置し、次期下水道総合計画として、令和3（2021）年度から令和12（2030）年度を計画期間とする「調布市下水道ビジョン」を策定した。本ビジョンにおいては、新たに“下水道施設の機能維持”“組織対応力の向上”“持続的な経営の確立”の3つの基本方針を定め、下水道事業の方向性を示している。</p>				
実施段階ごとの市民参加手続				
(1)実施段階※1	(2)実施した市民参加手続※2	(3)実施日・回数※3	(4)参加人数※4	備考
計画策定・条例制定段階	委員会・審議会	8月6日, 11月2日, 2月8日	12	(仮称) 調布市下水道総合ビジョン策定等検討委員会（傍聴者3人）
計画策定・条例制定段階	パブリック・コメント	12月21日～1月22日	0	意見数0件, 令和2年12月策定
合 計			人	
多様な市民参加・意見の把握に向けた課題と対応（時間・場所等参加しやすさへの工夫、情報提供の工夫など）				
<p>新型コロナウイルス感染拡大防止のため、第3回（仮称）調布市下水道総合ビジョン策定等検討委員会（2月8日実施）はオンラインでのZoom会議にて開催した。 なお、傍聴者が固定化している傾向や傍聴者が少ない回もあったため、今後計画等の策定で委員会を開催する場合には、公開方法、市報・市ホームページでの傍聴案内を早めに行うなど、効果的な周知方法について検討が必要である。</p>				

※1 実施段階は、「構想段階」、「庁内案を決定した段階」、「計画策定・条例制定段階」、「事業実施段階」、「事業評価の段階」から選択しています。

※2 実施した市民参加手続は、「委員会・審議会」、「説明会・意見交換会」、「アンケート調査」、「パブリック・コメント」から選択しています。
市民参加手続としての「委員会・審議会」とは、委員に市民を含むもの、または、会議を公開し市民が傍聴できるものを指します。

※3 日付を記入しきれない場合は、回数を記載しています。

※4 「委員会・審議会」の参加延人数は、職員数を除き傍聴者数を含んでカウントしています。

市民参加手続 実践事業名	調布市廃棄物減量及び再利用促進審議会	所管部課名	環境部 ごみ対策課	
事務事業名	調布市廃棄物減量及び再利用促進審議会	電話番号	042-306-8781	
事業の概要 （市民参加手続を実践した事業の説明と市民参加手続の目的など）				
調布市廃棄物減量及び再利用促進審議会は、調布市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例第72条の規定により設置するもので、一般廃棄物の減量及び再利用の促進等に関する事項について審議等を行う市長の附属機関である。令和2年度の委員構成は、市民4人、学識経験者2人、事業者4人、リサイクル推進団体推薦者4人、市職員1人の計15人。令和2年度の審議会は、プラスチックの削減等、他自治体の取組を参考にしながら市内の取組について審議するとともに、令和3年度調布市一般廃棄物処理実施計画の検討を行った。				
実施段階ごとの市民参加手続				
(1)実施段階※1	(2)実施した市民参加手続※2	(3)実施日・回数※3	(4)参加人数※4	備考
事業実施段階	委員会・審議会	5回	68	廃棄物減量及び再利用促進審議会（傍聴者9人）
合 計			68 人	
多様な市民参加・意見の把握に向けた課題と対応 （時間・場所等参加しやすさへの工夫、情報提供の工夫など）				
市報や市ホームページで審議会の開催日時等の事前公表や傍聴案内を行った。審議会開催後は会議結果を市ホームページで速やかに公表することに努めた。一般廃棄物の減量施策等の推進に当たっては、市民1人1日当たりのごみ排出量の削減やリサイクル率の上昇など、より多くの市民の協力が必要であり、本審議会での検討結果等をわかりやすく、速やかに広報するなど、市民の理解をより深めるための取組を行った。				

※1 実施段階は、「構想段階」、「庁内案を決定した段階」、「計画策定・条例制定段階」、「事業実施段階」、「事業評価の段階」から選択しています。

※2 実施した市民参加手続は、「委員会・審議会」、「説明会・意見交換会」、「アンケート調査」、「パブリック・コメント」から選択しています。
市民参加手続としての「委員会・審議会」とは、委員に市民を含むもの、または、会議を公開し市民が傍聴できるものを指します。

※3 日付を記入しきれない場合は、回数を記載しています。

※4 「委員会・審議会」の参加延人数は、職員数を除き傍聴者数を含んでカウントしています。

都市整備部

令和2年度 市民参加手続実践事業一覧

No.	市民参加手続実践事業名	実施した市民参加手続	参加 延人数	所管課
49	都市計画決定手続に係る市民参加(都市計画審議会の運営)	委員会・審議会	70	都市計画課
50	調布市景観審議会の運営	委員会・審議会	10	都市計画課
51	調布市景観まちづくり市民検討会	説明会・意見交換会	32	都市計画課
52	街づくり活動の支援	説明会・意見交換会	448	都市計画課
53	調布市空き家等対策推進協議会の運営	委員会・審議会	33	住宅課
54	調布駅前広場の整備	説明会・意見交換会, アンケート調査	1,545	街づくり事業課
55	調布市道路網計画における計画検討路線の検討	説明会・意見交換会	72	街づくり事業課
56	調布市道路網計画における廃止候補路線の手続	説明会・意見交換会	22	街づくり事業課
57	生活道路, 鉄道敷地の整備	説明会・意見交換会, アンケート調査	139	街づくり事業課
58	桜の管理方針策定ワークショップ	意見交換会	119	道路管理課
59	道路施設の維持管理に関する市民アンケート調査	アンケート調査	550	道路管理課
60	バリアフリー事業の推進	委員会・審議会, 説明会・意見交換会, アンケート調査	514	交通対策課
61	自転車駐車場の整備・有料化	委員会・審議会	24	交通対策課
62	ミニバス西路線(調43)事業	説明会・意見交換会, アンケート調査	151	交通対策課
63	調布市総合交通計画の改定	委員会・審議会, アンケート調査	1,537	交通対策課
64	調布市自転車対策実施計画改定版の策定	説明会・意見交換会, パブリック・コメント	16	交通対策課
65	建築審査会	委員会・審議会	45	建築指導課

市民参加手続 実践事業名	都市計画決定手続に係る市民参加（都市計画審議会の運営）	所管部課名	都市整備部 都市計画課	
事務事業名	都市計画事務	電話番号	042-481-7453	
事業の概要 （市民参加手続を実践した事業の説明と市民参加手続の目的など）				
調布市都市計画審議会は、都市計画法第77条の2第1項の規定により設置され、調布市の都市計画に関する事項について審議する機関である。委員構成は、公募市民2人、学識経験者5人、市議会議員5人、関係行政機関職員4人の計16人。令和2年度は、生産緑地地区の変更等について審議を行った。				
実施段階ごとの市民参加手続				
(1)実施段階※1	(2)実施した市民参加手続※2	(3)実施日・回数※3	(4)参加人数※4	備考
庁内案を決定した段階	委員会・審議会	8月14日, 11月11日, 12月23日, 3月3日	70	都市計画審議会 (傍聴者6人)
合 計			70 人	
多様な市民参加・意見の把握に向けた課題と対応 （時間・場所等参加しやすさへの工夫、情報提供の工夫など）				
審議会委員のうち市民委員については、市ホームページや市報等で広く周知したうえで、公募による選定を行っている（任期2年）。また、審議会の開催に当たっては、市ホームページと市報で事前に傍聴の案内を行い、会議終了後は市ホームページで議事録を公表している。3月3日（第4回）については、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、書面での開催とした。				

市民参加手続 実践事業名	調布市景観審議会の運営	所管部課名	都市整備部 都市計画課	
事務事業名	景観行政事務	電話番号	042-481-7442	
事業の概要 （市民参加手続を実践した事業の説明と市民参加手続の目的など）				
平成25年の景観行政団体への移行に伴い、景観法に基づく景観計画や調布市景観条例の制度を活用した景観まちづくりを推進している。市の良好な景観形成を推進するために必要な事項について調査・意見交換を行う附属機関として、公募市民及び学識経験者等で構成する調布市景観審議会を設置している。令和2年度は、コロナ禍の対応に伴い、数回の延期を踏まえ書面にて開催し、「景観まちづくりの取組について」、「景観まちづくり市民検討会について」、「『駅』の景観形成推進地区 景観の現況について」の調査研究の報告、意見収集を行った。				
実施段階ごとの市民参加手続				
(1)実施段階※1	(2)実施した市民参加手続※2	(3)実施日・回数※3	(4)参加人数※4	備考
構想段階	委員会・審議会	2月8日	10	景観審議会 (書面開催)
合 計			10 人	
多様な市民参加・意見の把握に向けた課題と対応 （時間・場所等参加しやすさへの工夫、情報提供の工夫など）				
審議会委員の男女構成比を考慮し、男女同数（5人）とするとともに、2年ごとの任期満了に合わせ市民委員に関しては公募による選定を実施した。市民委員の選定の際は、他の審議会等委員の就任履歴や兼任状況等の確認、「調布市の景観づくりについて」をテーマにした小論文を提出いただき、面接のうえ総合評価を行い選考している。				

※1 実施段階は、「構想段階」、「庁内案を決定した段階」、「計画策定・条例制定段階」、「事業実施段階」、「事業評価の段階」から選択しています。

※2 実施した市民参加手続は、「委員会・審議会」、「説明会・意見交換会」、「アンケート調査」、「パブリック・コメント」から選択しています。

市民参加手続としての「委員会・審議会」とは、委員に市民を含むもの、または、会議を公開し市民が傍聴できるものを指します。

※3 日付を記入しきれない場合は、回数を記載しています。

※4 「委員会・審議会」の参加延人数は、職員数を除き傍聴者数を含んでカウントしています。

市民参加手続 実践事業名	調布市景観まちづくり市民検討会	所管部課名	都市整備部 都市計画課	
事務事業名	景観行政事務	電話番号	042-481-7442	
事業の概要 （市民参加手続を実践した事業の説明と市民参加手続の目的など）				
市の景観形成に関する課題や将来像について、市民の視点から調査・検討するため、定員枠を40人としたうえ随時募集の形で参加者を募っている。第2期（平成28年～令和元年5月）は「深大寺・国分寺崖線」をテーマに調査・検討を行い、2年間の成果として、「調布の景観-深大寺・国分寺崖線編-」を作成した。第3期（令和元年8月～）は「駅の景観」をテーマに景観シンポジウム、先進事例視察（狭山市駅・武蔵小金井駅）を実施し、令和2年度は調布市内9駅の景観の調査・検討を行う予定だったがコロナ禍により年5回の開催予定のところ2回の実施となった。				
実施段階ごとの市民参加手続				
(1)実施段階※1	(2)実施した市民参加手続※2	(3)実施日・回数※3	(4)参加人数※4	備考
構想段階	説明会・意見交換会	10月30日, 3月29日	32	景観まちづくり市民検討会 (調布市文化会館たづくり) ※3月29日は書面開催
合 計			32 人	
多様な市民参加・意見の把握に向けた課題と対応 （時間・場所等参加しやすさへの工夫、情報提供の工夫など）				
市民委員が参加しやすいよう開催日、時間を平日の夜間、土・日曜に設定した。 参加者全員の意見を聞けるようなディスカッションの実施、先進事例の現地視察等を行っている。 一般の市民が景観に携わるきっかけづくりになるよう参加自由の会として「調布の景観～学生が見た景観～」を開催。 また、検討会の活動の内容やまとめを参加者以外の市民にもお知らせするため「ちょうふ景観だより」を発行し、併せて市ホームページにも掲載している。				

市民参加手続 実践事業名	街づくり活動の支援	所管部課名	都市整備部 都市計画課	
事務事業名	街づくり支援事務	電話番号	042-481-7444	
事業の概要 （市民参加手続を実践した事業の説明と市民参加手続の目的など）				
都市計画法などの法令に基づく手法を活用した街づくりを進めるとともに、街づくり準備会及び協議会において、調布市都市計画マスタープランに示した都市の将来像の具現化を目指し、様々な課題解決に向けた住民発意による街づくりを推進する。令和2年度は「調布市ほっとするふるさとをはぐくむ街づくり条例」に基づき、3地区の協議会及び2地区の準備会が街づくり活動を行い、それぞれの街の将来像の実現に向け、必要な助言や情報提供等の支援を行った。また、地域住民が様々な課題解決に向けて進める街づくり活動（調布市北部地区まちづくり推進準備会（令和2年12月7日準備会認定））に対し、意見交換会や情報提供等の支援を行った。				
実施段階ごとの市民参加手続				
(1)実施段階※1	(2)実施した市民参加手続※2	(3)実施日・回数※3	(4)参加人数※4	備考
構想段階	説明会・意見交換会	32回	448	各街づくり協議会及び準備会等 (各地区周辺の公共施設や 集会所など)
合 計			448 人	
多様な市民参加・意見の把握に向けた課題と対応 （時間・場所等参加しやすさへの工夫、情報提供の工夫など）				
コロナ禍の中でも活動を継続していくために、会議室等で密にならないように配慮をするとともに、換気を適度に行い意見交換等を行った。対面での意見交換等が難しい状況の中、オンラインでの実施等、多様な形態を検討することで、幅広い年齢層や多様な職業の地区住民が参加できるような仕組み作りを模索していく。				

※1 実施段階は、「構想段階」、「庁内案を決定した段階」、「計画策定・条例制定段階」、「事業実施段階」、「事業評価の段階」から選択しています。

※2 実施した市民参加手続は、「委員会・審議会」、「説明会・意見交換会」、「アンケート調査」、「パブリック・コメント」から選択しています。
市民参加手続としての「委員会・審議会」とは、委員に市民を含むもの、または、会議を公開し市民が傍聴できるものを指します。

※3 日付を記入しきれない場合は、回数を記載しています。

※4 「委員会・審議会」の参加延人数は、職員数を除き傍聴者数を含んでカウントしています。

市民参加手続 実践事業名	調布市空き家等対策推進協議会の運営	所管部課名	都市整備部 住宅課	
事務事業名	空き家等対策事業	電話番号	042-481-7817	
事業の概要 （市民参加手続を実践した事業の説明と市民参加手続の目的など）				
令和元年8月設置。年間4回にわたり開催し、調布市の状況を把握・共有したうえで、基礎データに基づいた施策案を検討し、調布市空き家等対策計画を作成した。委員には、学識者やNPO法人代表者のほか、調布市の事情に精通した地場の不動産団体や市域における建築士、行政書士等の士業団体から推薦をいただく形で市民参加を実践することで、空き家問題と地域課題の解決を図り、継続して上述の協議・検討をした。				
実施段階ごとの市民参加手続				
(1)実施段階※1	(2)実施した市民参加手続※2	(3)実施日・回数※3	(4)参加人数※4	備考
計画策定・条例制定段階	委員会・審議会	4回	33	調布市空き家等対策推進協議会 (傍聴者0人)
合 計			33 人	
多様な市民参加・意見の把握に向けた課題と対応 （時間・場所等参加しやすさへの工夫、情報提供の工夫など）				
空き家問題は、住環境と直結する課題であり、広く市民が課題共有すべき内容である。そのため、計画策定においては、多世代にわたるテーマ性を持ったセミナー・ワークショップなどの啓発事業や相談会・フォーラム等の開催を通じて多世代への働きかけに努めるとともに、空き家等対策計画を進行管理する協議会（委員構成）における幅広い意見を反映することを課題として認識し、市民参加に取り組んでいる。				

市民参加手続 実践事業名	調布駅前広場の整備	所管部課名	都市整備部 街づくり事業課	
事務事業名	駅前広場の整備	電話番号	042-481-7417	
事業の概要 （市民参加手続を実践した事業の説明と市民参加手続の目的など）				
調布駅前広場の整備については、アンケート調査や意見交換会などを経て、平成25年7月に調布駅前広場検討図を公表し、北側から順次整備を進めている。 令和2年度は、市民の皆さまに整備の内容や調布駅前広場の機能について説明するとともに、市民参加を行い、令和3年3月に調布駅前広場整備計画図を検討した。				
実施段階ごとの市民参加手続				
(1)実施段階※1	(2)実施した市民参加手続※2	(3)実施日・回数※3	(4)参加人数※4	備考
事業実施段階	説明会・意見交換会	5回	154	市民 (グリーンホール)
事業実施段階	アンケート調査	12月8日～1月11日 (WEB) 12月18日～1月11日 (無作為抽出・郵送) 2月11日～2月26日 (WEB)	1,391	・WEBアンケート(2回) (回答数236件) ・調布駅前広場の整備に関する アンケート調査(郵送) (回答率38.5%)
合 計			1,545 人	
多様な市民参加・意見の把握に向けた課題と対応 （時間・場所等参加しやすさへの工夫、情報提供の工夫など）				
調布駅前広場オープンハウスは、多くの方々に参加していただけるよう、平日・休日、午前・午後・夜間など、様々な日時で開催した。 当初の予定では、市民の方々にお集まりいただくWS形式のひろばサロンを実施する予定だったが、新型コロナウイルス感染拡大防止と市民の安全確保を図るため、アンケート調査に切り替え、幅広い年齢層や居住地の方々から回答していただけるように無作為抽出を行い、調査を実施した。 オープンハウス、アンケート調査とともに、市報や市ホームページで周知を行った。				

※1 実施段階は、「構想段階」、「庁内案を決定した段階」、「計画策定・条例制定段階」、「事業実施段階」、「事業評価の段階」から選択しています。

※2 実施した市民参加手続は、「委員会・審議会」、「説明会・意見交換会」、「アンケート調査」、「パブリック・コメント」から選択しています。
市民参加手続としての「委員会・審議会」とは、委員に市民を含むもの、または、会議を公開し市民が傍聴できるものを指します。

※3 日付を記入しきれない場合は、回数を記載しています。

※4 「委員会・審議会」の参加延人数は、職員数を除き傍聴者数を含んでカウントしています。

市民参加手続 実践事業名	調布市道路網計画における計画検討路線の検討	所管部課名	都市整備部 街づくり事業課	
事務事業名	道路網計画に基づく計画的な道路ネットワークの形成	電話番号	042-481-7587	
事業の概要（市民参加手続を実践した事業の説明と市民参加手続の目的など）				
市は、まちの骨格となる都市計画道路と地区内交通を担う生活道路を一体的に計画し、効率的・効果的に道路の整備を進めるため、平成28年3月に「調布市道路網計画」を策定している。本計画において、広域道路網として必要性が確認された路線のうち、特別な事由により、道路の線形、幅員、位置、構造の変更など都市計画の内容について検討する必要がある路線を計画検討路線として位置付けており、令和2年度は神代植物公園通り周辺の都市計画道路である「調布3・4・9、3・4・14、3・4・15号線」について、計画検討状況や見直し方針(案)を説明しご意見をいただくことを目的として市民参加を実施した。				
実施段階ごとの市民参加手続				
(1)実施段階※1	(2)実施した市民参加手続※2	(3)実施日・回数※3	(4)参加人数※4	備考
構想段階	説明会・意見交換会	8月19日、8月22日	43	みちの井戸端会議 (上ノ原ふれあいの家)
構想段階	説明会・意見交換会	8月20日	16	みちの井戸端会議 (深大寺地域福祉センター)
構想段階	説明会・意見交換会	8月22日	13	みちの井戸端会議 (つつじヶ丘児童館ホール)
合 計			72 人	
多様な市民参加・意見の把握に向けた課題と対応（時間・場所等参加しやすさへの工夫、情報提供の工夫など）				
新型コロナウイルス感染拡大防止のため、来場される方の分散が図れるように、複数枚のパネルを用いながらレイアウトを工夫した。また、短時間に参加が集中することを避けるため、開催時間を長くして、来場される方のご都合の良い時間帯にお越しいただけるよう工夫した。 来場時には、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、入場前に検温、消毒及び連絡先を御記入いただくことを徹底した。				

市民参加手続 実践事業名	調布市道路網計画における廃止候補路線の手続	所管部課名	都市整備部 街づくり事業課	
事務事業名	道路網計画に基づく計画的な道路ネットワークの形成	電話番号	042-481-7587	
事業の概要（市民参加手続を実践した事業の説明と市民参加手続の目的など）				
市は、まちの骨格となる都市計画道路と地区内交通を担う生活道路を一体的に計画し、効率的・効果的に道路の整備を進めるため、平成28年3月に「調布市道路網計画」を策定している。本計画において、道路網構築の視点に該当せず、必要性が確認されなかった路線を「廃止候補路線」として位置付けており、令和2年度は「調布3・4・5号線」について、都市計画変更に関する都市計画案の説明会を開催した。				
実施段階ごとの市民参加手続				
(1)実施段階※1	(2)実施した市民参加手続※2	(3)実施日・回数※3	(4)参加人数※4	備考
庁内案を決定した段階	説明会・意見交換会	6月21日	22	都市計画案説明会 (布田小学校)
合 計			22 人	
多様な市民参加・意見の把握に向けた課題と対応（時間・場所等参加しやすさへの工夫、情報提供の工夫など）				
新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、入場前に検温、消毒及び連絡先を御記入いただくことを徹底した。				

- ※1 実施段階は、「構想段階」、「庁内案を決定した段階」、「計画策定・条例制定段階」、「事業実施段階」、「事業評価の段階」から選択しています。
 ※2 実施した市民参加手続は、「委員会・審議会」、「説明会・意見交換会」、「アンケート調査」、「パブリック・コメント」から選択しています。
 市民参加手続としての「委員会・審議会」とは、委員に市民を含むもの、または、会議を公開し市民が傍聴できるものを指します。
 ※3 日付を記入しきれない場合は、回数を記載しています。
 ※4 「委員会・審議会」の参加延人数は、職員数を除き傍聴者数を含んでカウントしています。

市民参加手続 実践事業名	生活道路、鉄道敷地の整備	所管部課名	都市整備部 街づくり事業課	
事務事業名	鉄道敷地の整備	電話番号	042-481-7417	
事業の概要（市民参加手続を実践した事業の説明と市民参加手続の目的など）				
京王線連続立体交差事業によって創出された、貴重な都市空間である鉄道敷地を有効に活用し、にぎわいや交流、うるおい、やすらぎのある都市空間として整備に取り組んでいる。 令和2年度は、鉄道敷地の緑道整備について、整備内容に関するオープンハウスや、鶴川街道～調布西第2路上自転車等駐車場の区間を対象とした市民アンケート等を実施した。				
実施段階ごとの市民参加手続				
(1)実施段階※1	(2)実施した市民参加手続※2	(3)実施日・回数※3	(4)参加人数※4	備考
事業実施段階	説明会・意見交換会	6回	108	鉄道敷地の整備に関するオープンハウス等の実施（グリーンホール、調布市文化会館たづくり）
事業実施段階	アンケート調査	2月4日～2月17日	31	鉄道敷地の整備内容に関するアンケート調査（回答率22.3%）
合 計			139	人
多様な市民参加・意見の把握に向けた課題と対応（時間・場所等参加しやすさへの工夫、情報提供の工夫など）				
オープンハウス開催について、市報や市ホームページで周知を行うだけでなく、鉄道敷地沿道に貼り紙をし、開催周知を行った。また、アンケートを配布した対象者向けのオープンハウスの開催については、鶴川街道～調布西第2路上自転車等駐車場周辺の市民の家にポスティングをし、より多くの市民に開催周知を行った。				

市民参加手続 実践事業名	桜の管理方針策定ワークショップ	所管部課名	都市整備部 道路管理課	
事務事業名	桜の管理方針策定ワークショップ	電話番号	042-481-7405	
事業の概要（市民参加手続を実践した事業の説明と市民参加手続の目的など）				
桜の植樹状況や近年多発している倒木における被害等を地域住民と共有し、今後の桜のあるべき姿などについて意見交換を行い、桜の維持管理・協働の在り方について、市民と合意形成を図るため、4地域でワークショップを開催した。				
実施段階ごとの市民参加手続				
(1)実施段階※1	(2)実施した市民参加手続※2	(3)実施日・回数※3	(4)参加人数※4	備考
事業実施段階	説明会・意見交換会	3回	35	市民 （深大寺通り）
事業実施段階	説明会・意見交換会	3回	27	市民 （野川サイクリングロード）
事業実施段階	説明会・意見交換会	3回	23	市民 （桜堤通り）
事業実施段階	説明会・意見交換会	3回	34	市民 （羽毛下通り・染地通り）
合 計			119	人
多様な市民参加・意見の把握に向けた課題と対応（時間・場所等参加しやすさへの工夫、情報提供の工夫など）				
ワークショップ開催地域の近隣自治会にチラシを配布し、周知を行った。また、地域で活動を行っている主要な団体に参加の呼びかけを行い、参加可能な日時等を調整した。なお、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、会場入口にアルコール消毒液を用意し、参加者の検温を行った。				

※1 実施段階は、「構想段階」、「庁内案を決定した段階」、「計画策定・条例制定段階」、「事業実施段階」、「事業評価の段階」から選択しています。

※2 実施した市民参加手続は、「委員会・審議会」、「説明会・意見交換会」、「アンケート調査」、「パブリック・コメント」から選択しています。

市民参加手続としての「委員会・審議会」とは、委員に市民を含むもの、または、会議を公開し市民が傍聴できるものを指します。

※3 日付を記入しきれない場合は、回数を記載しています。

※4 「委員会・審議会」の参加延人数は、職員数を除き傍聴者数を含んでカウントしています。

市民参加手続 実践事業名	道路施設の維持管理に関する市民アンケート調査	所管部課名	都市整備部 道路管理課	
事務事業名	道路施設等の総合的な管理の推進	電話番号	042-481-7013	
事業の概要（市民参加手続を実践した事業の説明と市民参加手続の目的など）				
道路施設の維持管理全般に関する市民の現状認識や市民ニーズの傾向を捉えることにより、今後の計画づくりと道路行政に活用するため、アンケート調査を行った。				
実施段階ごとの市民参加手続				
(1)実施段階※1	(2)実施した市民参加手続※2	(3)実施日・回数※3	(4)参加人数※4	備考
構想段階	アンケート調査	11月20日～12月21日	550	道路施設の維持管理に関する市民アンケート調査（インターネット調査サイト500件、郵送等50件）
合 計			550	人
多様な市民参加・意見の把握に向けた課題と対応（時間・場所等参加しやすさへの工夫、情報提供の工夫など）				
インターネット調査サイトを活用し、サイトに登録している市民約4000人のうち、500人から回答をいただけるように設定して実施した。				

市民参加手続 実践事業名	バリアフリー事業の推進	所管部課名	都市整備部 交通対策課	
事務事業名	バリアフリー事業の推進	電話番号	042-481-7454	
事業の概要（市民参加手続を実践した事業の説明と市民参加手続の目的など）				
調布市は、平成23年度にバリアフリー法に基づく「調布市バリアフリー基本構想」を策定し、平成24年度に基本構想の実行性を担保するため、各事業者と連携し、調布市バリアフリー特定事業計画を取りまとめた。令和2年度は、調布市バリアフリー推進協議会において、特定事業計画の進行管理を行い、委員から出された意見等を事業者へフィードバックし、バリアフリーの推進を図った。また、令和2年度は、同構想等の目標年次を迎えることや、バリアフリー法等が改正されたことから、（仮称）調布市バリアフリーマスタープランと次期基本構想の策定に向け、アンケート調査やまちあるき点検等の取組を実施した。				
実施段階ごとの市民参加手続				
(1)実施段階※1	(2)実施した市民参加手続※2	(3)実施日・回数※3	(4)参加人数※4	備考
事業実施段階	委員会・審議会	7月29日、11月13日	36	バリアフリー推進協議会（傍聴者5人）
事業実施段階	アンケート調査	12月7日～1月8日 （書面） 12月7日～12月20日 （Web）	465	次期バリアフリー基本構想策定に向けたアンケート調査（回答率29.6%）
事業実施段階	説明会・意見交換会	12月17日、12月21日	13	バリアフリー推進協議会委員まちあるき点検（調布駅周辺施設、飛田給駅とその周辺道路）
合 計			514	人
多様な市民参加・意見の把握に向けた課題と対応（時間・場所等参加しやすさへの工夫、情報提供の工夫など）				
会議資料を傍聴者へ配付、または閲覧に供するとともに、開催結果の公表と併せて、市ホームページへ会議資料を掲載した。				

※1 実施段階は、「構想段階」、「庁内案を決定した段階」、「計画策定・条例制定段階」、「事業実施段階」、「事業評価の段階」から選択しています。

※2 実施した市民参加手続は、「委員会・審議会」、「説明会・意見交換会」、「アンケート調査」、「パブリック・コメント」から選択しています。市民参加手続としての「委員会・審議会」とは、委員に市民を含むもの、または、会議を公開し市民が傍聴できるものを指します。

※3 日付を記入しきれない場合は、回数を記載しています。

※4 「委員会・審議会」の参加延人数は、職員数を除き傍聴者数を含んでカウントしています。

市民参加手続 実践事業名	自転車駐車場の整備・有料化	所管部課名	都市整備部 交通対策課	
事務事業名	自転車駐車場の整備・有料化	電話番号	042-481-7420	
事業の概要 （市民参加手続を実践した事業の説明と市民参加手続の目的など）				
<p>市は、調布市自転車等対策実施計画に基づき、各駅周辺の需要を満たす恒久的な自転車等駐車場の整備・有料化を進めている。また、調布市自転車等の総合的推進に関する条例に基づき、市民、商店会や交通安全協会等を含む調布市自転車等駐車対策協議会を附属機関として設置している。</p> <p>令和2年度は、自転車等駐車対策協議会において、令和2年度新規自転車等駐車場開設及び閉鎖状況やシェアサイクル事業についての報告、調布市自転車等対策実施計画の改定に向けた協議・検討を行った。</p>				
実施段階ごとの市民参加手続				
(1)実施段階※1	(2)実施した市民参加手続※2	(3)実施日・回数※3	(4)参加人数※4	備考
庁内案を決定した段階	委員会・審議会	4月30日	14	自転車等駐車対策協議会 （書面開催・傍聴なし）
庁内案を決定した段階	委員会・審議会	11月20日	10	自転車等駐車対策協議会 （傍聴者2人）
合 計			24	人
多様な市民参加・意見の把握に向けた課題と対応 （時間・場所等参加しやすさへの工夫、情報提供の工夫など）				
<p>調布市自転車等駐車対策協議会の開催に当たっては、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、傍聴席を十分に確保するため、なるべく広い会場の確保に努め、検温と手指の消毒を徹底した。また、平成28年4月に施行された調布市審議会等の会議の公開に関する条例に基づき、市ホームページ、市報で開催案内を行った。また、会議資料を傍聴者へ配布した。</p>				

市民参加手続 実践事業名	ミニバス西路線（調43）事業	所管部課名	都市整備部 交通対策課	
事務事業名	ミニバス西路線（調43）事業	電話番号	042-481-7454	
事業の概要 （市民参加手続を実践した事業の説明と市民参加手続の目的など）				
<p>現下の新型コロナウイルス感染拡大等を踏まえたミニバス西路線の運行等の協議・検討状況を地域の方々に報告するとともに、利用者の方々との意見交換を行うため、ミニバス西路線（調43）利用者懇談会を実施した。</p>				
実施段階ごとの市民参加手続				
(1)実施段階※1	(2)実施した市民参加手続※2	(3)実施日・回数※3	(4)参加人数※4	備考
庁内案を決定した段階	説明会・意見交換会	1月14日（2回）、3月26日（3回）、3月27日（1回）計6回	73	ミニバス利用者等 （西部公民館、教育会館）
庁内案を決定した段階	アンケート調査	1月15日～1月24日 3月26日～4月23日	78	ミニバス西路線利用者懇談会 アンケート
合 計			151	人
多様な市民参加・意見の把握に向けた課題と対応 （時間・場所等参加しやすさへの工夫、情報提供の工夫など）				
<p>開催結果の公表とともに、懇談会資料を市ホームページに掲載した。これにより、懇談会に参加できなかった方の意見も把握するよう努めた。開催に当たっては、新型コロナウイルス感染拡大に伴い、アルコール消毒液の用意など感染症対策を講じた。また、会場の規模から、人数制限を設ける必要があったため、同一内容の懇談会を複数回実施した。</p>				

※1 実施段階は、「構想段階」、「庁内案を決定した段階」、「計画策定・条例制定段階」、「事業実施段階」、「事業評価の段階」から選択しています。

※2 実施した市民参加手続は、「委員会・審議会」、「説明会・意見交換会」、「アンケート調査」、「パブリック・コメント」から選択しています。

市民参加手続としての「委員会・審議会」とは、委員に市民を含むもの、または、会議を公開し市民が傍聴できるものを指します。

※3 日付を記入しきれない場合は、回数を記載しています。

※4 「委員会・審議会」の参加延人数は、職員数を除き傍聴者数を含んでカウントしています。

市民参加手続 実践事業名	調布市総合交通計画の改定	所管部課名	都市整備部 交通対策課	
事務事業名	調布市総合交通計画の改定	電話番号	042-481-7454	
事業の概要（市民参加手続を実践した事業の説明と市民参加手続の目的など）				
様々な社会情勢の変化を踏まえ、平成23年4月に策定した調布市総合交通計画の中間見直しとして計画の改定を行うため、調布市公共交通活性化協議会を開催するとともに、改定に向けた基礎データを収集するため、市民アンケート調査を行った。				
実施段階ごとの市民参加手続				
(1)実施段階※1	(2)実施した市民参加手続※2	(3)実施日・回数※3	(4)参加人数※4	備考
構想段階	委員会・審議会	3月18日	23	調布市公共交通活性化協議会 (傍聴者3人)
構想段階	アンケート調査	3月26日～4月15日	1,514	市民アンケート (回答率50.5%)
合 計			1,537 人	
多様な市民参加・意見の把握に向けた課題と対応（時間・場所等参加しやすさへの工夫、情報提供の工夫など）				
新型コロナウイルス感染拡大防止のため、傍聴時にマスク着用などの留意事項を市ホームページに掲載し、また、会場入口にアルコール消毒液を用意し、全員に検温を実施した。				

市民参加手続 実践事業名	調布市自転車対策実施計画改定版の策定	所管部課名	都市整備部 交通対策課	
事務事業名	調布市自転車対策実施計画改定版の策定	電話番号	042-481-7420	
事業の概要（市民参加手続を実践した事業の説明と市民参加手続の目的など）				
平成27年11月に都市計画決定した、調布駅南地下自転車駐車場の都市計画変更（廃止）とする原案説明会を実施した。併せて、平成19年度に策定した調布市自転車対策実施計画から12年が経過し、駅周辺の自転車等駐車場の整備状況や放置を含む自転車利用の状況等が変化したことから、本実施計画の進捗状況を確認、再検討、時点修正を図るためのパブリック・コメントの実施について説明会を行った。				
実施段階ごとの市民参加手続				
(1)実施段階※1	(2)実施した市民参加手続※2	(3)実施日・回数※3	(4)参加人数※4	備考
計画策定・条例制定段階	説明会・意見交換会	8月4日	10	市民 (調布市文化会館たづくり)
計画策定・条例制定段階	パブリック・コメント	8月4日～9月4日	6	意見数43件、令和3年3月策定
合 計			16 人	
多様な市民参加・意見の把握に向けた課題と対応（時間・場所等参加しやすさへの工夫、情報提供の工夫など）				
調布市自転車等対策実施計画改定版策定に向けたパブリック・コメント募集のための説明会開催に当たっては、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、傍聴席を十分に確保するため、なるべく広い会場の確保に努め、検温と手指の消毒を徹底した。市ホームページ、市報で開催案内を行い、また、会議資料を傍聴者へ配布した。				

※1 実施段階は、「構想段階」、「庁内案を決定した段階」、「計画策定・条例制定段階」、「事業実施段階」、「事業評価の段階」から選択しています。

※2 実施した市民参加手続は、「委員会・審議会」、「説明会・意見交換会」、「アンケート調査」、「パブリック・コメント」から選択しています。
市民参加手続としての「委員会・審議会」とは、委員に市民を含むもの、または、会議を公開し市民が傍聴できるものを指します。

※3 日付を記入しきれない場合は、回数を記載しています。

※4 「委員会・審議会」の参加延人数は、職員数を除き傍聴者数を含んでカウントしています。

市民参加手続 実践事業名	建築審査会	所管部課名	都市整備部 建築指導課	
事務事業名	建築審査会運営事務	電話番号	042-481-7512	
事業の概要 （市民参加手続を実践した事業の説明と市民参加手続の目的など）				
<p>建築審査会は、建築基準法第83条の規定により建築主事を置く市町村に置かれた特定行政庁の諮問機関であり、①基準法に基づく同意②審査請求に対する裁決③特定行政庁の諮問に応じた重要事項の調査審議を行う。委員は、法律、経済、建築、都市計画、公衆衛生又は行政の各分野から市長が任命する5人から構成される。本審査会は公開されており、市民は傍聴することが可能である。</p>				
実施段階ごとの市民参加手続				
(1)実施段階※1	(2)実施した市民参加手続※2	(3)実施日・回数※3	(4)参加人数※4	備考
事業実施段階	委員会・審議会	9回	45	建築審査会 (傍聴者1人)
合 計			45 人	
多様な市民参加・意見の把握に向けた課題と対応 （時間・場所等参加しやすさへの工夫、情報提供の工夫など）				
<p>開催日程は年度当初に決めており、市ホームページに本審査会の開催案内、会議結果を掲載している。</p>				

※1 実施段階は、「構想段階」、「庁内案を決定した段階」、「計画策定・条例制定段階」、「事業実施段階」、「事業評価の段階」から選択しています。

※2 実施した市民参加手続は、「委員会・審議会」、「説明会・意見交換会」、「アンケート調査」、「パブリック・コメント」から選択しています。
市民参加手続としての「委員会・審議会」とは、委員に市民を含むもの、または、会議を公開し市民が傍聴できるものを指します。

※3 日付を記入しきれない場合は、回数を記載しています。

※4 「委員会・審議会」の参加延人数は、職員数を除き傍聴者数を含んでカウントしています。

教育部

令和2年度 市民参加手続実践事業一覧

No.	市民参加手続実践事業名	実施した市民参加手続	参加 延人数	所管課
66	調布市教育委員会定例会	委員会・審議会	218	教育総務課
67	調布市立学校における室内化学物質対策推進協議会	委員会・審議会	1	教育総務課
68	調布市社会教育委員の会議	委員会・審議会	49	社会教育課
69	公民館の運営	委員会・審議会, 説明会・意見交換会	145	東部公民館 西部公民館 北部公民館
70	調布市立図書館協議会	委員会・審議会	18	図書館
71	調布市文化財保護審議会	委員会・審議会	34	郷土博物館
72	史跡整備市民ワークショップ	説明会・意見交換会	47	郷土博物館
73	下布田遺跡整備基本計画市民説明会	説明会・意見交換会, パブリック・コメント	27	郷土博物館

市民参加手続 実践事業名	調布市教育委員会定例会	所管部課名	教育部 教育総務課	
事務事業名	教育委員会会議	電話番号	042-481-7465	
事業の概要（市民参加手続を実践した事業の説明と市民参加手続の目的など）				
教育委員会定例会は、原則として毎月第4金曜日開催している。開かれた教育行政を目指すとともに、会議の透明性を確保するため、会議は原則として公開とされており、誰でも傍聴することができる。				
実施段階ごとの市民参加手続				
(1)実施段階※1	(2)実施した市民参加手続※2	(3)実施日・回数※3	(4)参加人数※4	備考
事業実施段階	委員会・審議会	19回	218	教育委員会（臨時会（教科書採択）含む）（傍聴者126人）
合 計			218	人
多様な市民参加・意見の把握に向けた課題と対応（時間・場所等参加しやすさへの工夫、情報提供の工夫など）				
定例会は原則として教育会館にて公開で開催している。定例会は、その月の会議が終了次第、市ホームページで次の定例会の案内をしている。より多くの方が傍聴できるよう周知を工夫していく必要がある。				

市民参加手続 実践事業名	調布市立学校における室内化学物質対策推進協議会	所管部課名	教育部 教育総務課	
事務事業名	室内化学物質の推進	電話番号	042-481-7465	
事業の概要（市民参加手続を実践した事業の説明と市民参加手続の目的など）				
本協議会は、「調布市立学校における室内化学物質対応マニュアル」を遵守し、児童・生徒が室内化学物質による被害を受けることなく安全で安心した学校生活を送れるよう、平成20年度に設置し、年1回以上の協議を実施している。協議会委員には、保護者代表として2人を任命し、保護者の意見を伺う機会を確保している。				
実施段階ごとの市民参加手続				
(1)実施段階※1	(2)実施した市民参加手続※2	(3)実施日・回数※3	(4)参加人数※4	備考
事業実施段階	委員会・審議会	11月20日	1	室内化学物質対策推進協議会（傍聴者0人）
合 計			1	人
多様な市民参加・意見の把握に向けた課題と対応（時間・場所等参加しやすさへの工夫、情報提供の工夫など）				
協議会委員には、保護者代表として、①シックハウス症候群と思われる市立学校在籍児童生徒の保護者代表、②調布市立学校PTA連合会から推薦された2人を任命し、保護者の意見を伺う機会を確保しているが、令和2年度はシックハウス症候群と思われる市立学校在籍児童生徒の保護者の該当がなかったことから保護者代表は1人であった。日程については、保護者代表を含む学校代表等の各委員が出席できるよう調整を諮らうえで実施している。				

※1 実施段階は、「構想段階」、「庁内案を決定した段階」、「計画策定・条例制定段階」、「事業実施段階」、「事業評価の段階」から選択しています。

※2 実施した市民参加手続は、「委員会・審議会」、「説明会・意見交換会」、「アンケート調査」、「パブリック・コメント」から選択しています。

市民参加手続としての「委員会・審議会」とは、委員に市民を含むもの、または、会議を公開し市民が傍聴できるものを指します。

※3 日付を記入しきれない場合は、回数を記載しています。

※4 「委員会・審議会」の参加延人数は、職員数を除き傍聴者数を含んでカウントしています。

市民参加手続 実践事業名	調布市社会教育委員の会議	所管部課名	教育部 社会教育課	
事務事業名	社会教育委員の設置	電話番号	042-481-7488	
事業の概要（市民参加手続を実践した事業の説明と市民参加手続の目的など）				
社会教育法第15条及び調布市社会教育委員設置条例に基づき、社会教育委員を設置している。社会教育委員は、市の社会教育に関して、調布市教育委員会に助言、答申等を行う。また、会議の透明性を確保するため、会議は原則として公開しており、誰でも傍聴することができる。				
実施段階ごとの市民参加手続				
(1)実施段階※1	(2)実施した市民参加手続※2	(3)実施日・回数※3	(4)参加人数※4	備考
事業実施段階	委員会・審議会	5回	49	社会教育委員の会議 (傍聴者9人)
合 計			49 人	
多様な市民参加・意見の把握に向けた課題と対応（時間・場所等参加しやすさへの工夫、情報提供の工夫など）				
様々な視点で活発な意見交換や協議が行われるよう、社会教育委員は、各種団体から社会教育委員への推薦を依頼するなど、「学校教育及び社会教育の関係者」、「家庭教育の向上に資する活動を行う者」、「学識経験のある者」の中から教育委員会が委嘱している。 また、会議開催の事前公表や傍聴の取扱い、会議録の作成・公表など、「調布市審議会等の公開に関する条例」に基づき、市政運営における公正の確保・透明性の向上を図っている。なお、数人の市民が毎回傍聴している。傍聴に当たっての留意事項（マスク着用や咳エチケットのお願いなど）を掲載するとともに会場入口にアルコール消毒液を用意した。また、第1回定例会は新型コロナウイルス感染拡大防止対策により書面会議として実施し、第5回定例会は新型コロナウイルス感染拡大に伴い、緊急事態宣言が発令されたため、また議題が報告事項のみであったことから、開催を中止とし、議題を第6回に先送りした。				

市民参加手続 実践事業名	公民館の運営	所管部課名 電話番号	教育部 東部公民館 (03-3309-4505) 教育部 西部公民館 (042-484-2531) 教育部 北部公民館 (042-488-2698)	
事務事業名	多様な公民館事業の推進			
事業の概要（市民参加手続を実践した事業の説明と市民参加手続の目的など）				
公民館は、市民が様々な学習や文化活動を行う生涯学習の場として、また、生活文化を高め地域の連帯を深める事業を行う場として親しまれている社会教育施設であり、市内3箇所で開催している。 公民館の運営に当たっては、館長の諮問に応じ、公民館における各種事業の企画実施について、調査審議するため、公民館の利用団体や有識者等から成る調布市公民館運営審議会を設置しているほか、各公民館において、日頃から各施設を利用している団体等を集めて利用者懇談会を開催し、得られた意見等を運営に反映している。				
実施段階ごとの市民参加手続				
(1)実施段階※1	(2)実施した市民参加手続※2	(3)実施日・回数※3	(4)参加人数※4	備考
事業実施段階	委員会・審議会	7回	70	公民館運営審議会 (傍聴者18人)
事業実施段階	説明会・意見交換会	3回	64	西部公民館利用者懇談会 (1回開催 33人参加) 北部公民館利用者懇談会 (2回開催 31人参加)
事業評価の段階	説明会・意見交換会	12月12日	11	3公民館合同利用団体連絡会 (調布市文化会館たづくり)
合 計			145 人	
多様な市民参加・意見の把握に向けた課題と対応（時間・場所等参加しやすさへの工夫、情報提供の工夫など）				
公民館運営審議会は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、第2回を延期し、第3回と併合開催とした。また、開催場所は市内3箇所ある各公民館を輪番で開催地として偏らないようにしている。 公民館利用者懇談会は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、予定していた2回を中止（東部、西部）、1回を延期（東部）した。北部公民館利用者懇談会は、例年1回で実施しているものを、新型コロナウイルス感染拡大防止対策として3密を避けるため2回に分けて開催した。				

※1 実施段階は、「構想段階」、「庁内案を決定した段階」、「計画策定・条例制定段階」、「事業実施段階」、「事業評価の段階」から選択しています。

※2 実施した市民参加手続は、「委員会・審議会」、「説明会・意見交換会」、「アンケート調査」、「パブリック・コメント」から選択しています。
市民参加手続としての「委員会・審議会」とは、委員に市民を含むもの、または、会議を公開し市民が傍聴できるものを指します。

※3 日付を記入しきれない場合は、回数を記載しています。

※4 「委員会・審議会」の参加延人数は、職員数を除き傍聴者数を含んでカウントしています。

市民参加手続 実践事業名	調布市立図書館協議会	所管部課名	教育部 図書館	
事務事業名	調布市立図書館協議会	電話番号	042-441-6181	
事業の概要（市民参加手続を実践した事業の説明と市民参加手続の目的など）				
図書館協議会は、図書館の運営に関し館長の諮問に応ずるとともに、図書館の行う図書館奉仕について、館長に対して意見を述べる機関としている。				
実施段階ごとの市民参加手続				
(1)実施段階※1	(2)実施した市民参加手続※2	(3)実施日・回数※3	(4)参加人数※4	備考
事業実施段階	委員会・審議会	7月30日, 10月22日	18	調布市立図書館協議会 (傍聴者1人)
合 計			18 人	
多様な市民参加・意見の把握に向けた課題と対応（時間・場所等参加しやすさへの工夫、情報提供の工夫など）				
図書館条例施行規則第14条に基づき、学校教育の関係者、社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者、学識経験者から委員の委嘱をし、幅広い教育関係者等からの質問、要望、意見を収集し、図書館に関する情報提供を行った。また、傍聴希望者を公募した。 さらに、開催に当たっては、学校及び社会教育関係の会議が重複しない日程で実施している。				

市民参加手続 実践事業名	調布市文化財保護審議会	所管部課名	教育部 郷土博物館	
事務事業名	文化財保護事業	電話番号	042-481-7656	
事業の概要（市民参加手続を実践した事業の説明と市民参加手続の目的など）				
調布市文化財保護審議会は、市内の文化財について、その保存及び活用を目的に審議を行う機関であり、教育委員会の諮問に応じて調査審議し、答申を行う。学識経験者等で構成されており、市民の文化財への関心を高め、その保護に資するよう会議を一部公開している。				
実施段階ごとの市民参加手続				
(1)実施段階※1	(2)実施した市民参加手続※2	(3)実施日・回数※3	(4)参加人数※4	備考
事業実施段階	委員会・審議会	6回	34	文化財保護審議会 (傍聴者0人)
合 計			34 人	
多様な市民参加・意見の把握に向けた課題と対応（時間・場所等参加しやすさへの工夫、情報提供の工夫など）				
審議会の開催は不定期で、毎回日程調整し開催日を決定している。そのため、開催案内が市報の締切に間に合わないことが多い。市ホームページに開催案内は載せているが、令和2年度は傍聴者はいなかった。より多くの市民の方に傍聴してもらえよう、開催日の決定や広報の仕方を考慮する必要がある。 また、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、マスク着用をお願いし、座席の間隔を空け、会議時間を短縮するなどの対策を行った。				

※1 実施段階は、「構想段階」、「庁内案を決定した段階」、「計画策定・条例制定段階」、「事業実施段階」、「事業評価の段階」から選択しています。

※2 実施した市民参加手続は、「委員会・審議会」、「説明会・意見交換会」、「アンケート調査」、「パブリック・コメント」から選択しています。
市民参加手続としての「委員会・審議会」とは、委員に市民を含むもの、または、会議を公開し市民が傍聴できるものを指します。

※3 日付を記入しきれない場合は、回数を記載しています。

※4 「委員会・審議会」の参加延人数は、職員数を除き傍聴者数を含んでカウントしています。

市民参加手続 実践事業名	史跡整備市民ワークショップ	所管部課名	教育部 郷土博物館	
事務事業名	史跡整備市民ワークショップ	電話番号	042-481-7656	
事業の概要（市民参加手続を実践した事業の説明と市民参加手続の目的など）				
下布田遺跡の整備基本計画に市民意見を反映するとともに、下布田遺跡への関心を高めつつ、これからの市民連携のきっかけづくりとすることを目的に、史跡整備市民ワークショップを開催した。				
実施段階ごとの市民参加手続				
(1)実施段階※1	(2)実施した市民参加手続※2	(3)実施日・回数※3	(4)参加人数※4	備考
計画策定・条例制定段階	説明会・意見交換会	9月5日, 9月19日, 10月4日	47	市民 (郷土博物館, 教育会館ほか)
合 計			47 人	
多様な市民参加・意見の把握に向けた課題と対応（時間・場所等参加しやすさへの工夫、情報提供の工夫など）				
新型コロナウイルス感染拡大防止のため、マスク着用呼びかけと会場入口にアルコール消毒液の用意、受付時に健康状況確認と検温を実施した。				

市民参加手続 実践事業名	下布田遺跡整備基本計画市民説明会	所管部課名	教育部 郷土博物館	
事務事業名	下布田遺跡整備基本計画市民説明会	電話番号	042-481-7656	
事業の概要（市民参加手続を実践した事業の説明と市民参加手続の目的など）				
下布田遺跡整備基本計画（案）を市民に広く周知し、市民意見を計画に取り入れることを目的として実施した。				
実施段階ごとの市民参加手続				
(1)実施段階※1	(2)実施した市民参加手続※2	(3)実施日・回数※3	(4)参加人数※4	備考
計画策定・条例制定段階	説明会・意見交換会	11月13日, 11月14日	22	市民 (調布市文化会館たづくり)
計画策定・条例制定段階	パブリック・コメント	12月4日～1月8日	5	意見数29件, 令和3年3月策定
合 計			27 人	
多様な市民参加・意見の把握に向けた課題と対応（時間・場所等参加しやすさへの工夫、情報提供の工夫など）				
新型コロナウイルス感染拡大防止のため、マスク着用呼びかけと会場入口にアルコール消毒液の用意、受付時に健康状況確認と検温を実施した。				

※1 実施段階は、「構想段階」、「庁内案を決定した段階」、「計画策定・条例制定段階」、「事業実施段階」、「事業評価の段階」から選択しています。

※2 実施した市民参加手続は、「委員会・審議会」、「説明会・意見交換会」、「アンケート調査」、「パブリック・コメント」から選択しています。市民参加手続としての「委員会・審議会」とは、委員に市民を含むもの、または、会議を公開し市民が傍聴できるものを指します。

※3 日付を記入しきれない場合は、回数を記載しています。

※4 「委員会・審議会」の参加延人数は、職員数を除き傍聴者数を含んでカウントしています。